

2014年11月5日

意見陳述書

弁護士 板井 優

- 1 私は、本件訴訟の一審原告弁護団の一員となりましたが、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の共同代表も務めています。本日は、九州での玄海原発差し止めの裁判を紹介しながら、本件訴訟の審理に参加したいと思っています。
- 2 わたし共は、2012年1月31日に、九州の佐賀地方裁判所に対し、国と九州電力を被告にして、佐賀県玄海町にある一ないし四号機の玄海原発の操業中止を求めて裁判を提起しました。現在、原告が8516人で、原告代理人弁護士が佐賀・長崎・福岡・大分・熊本で約140人です。

私ども九州の代理人弁護士には、2011年3月11日の東京電力福島第一発電所の原発事故が起こる前には、原発の差し止めを求める裁判に関与した弁護士はいませんでした。

私たちが、九州での原発差し止めの裁判をしたのは、福島で起こった原発事故を二度と起こしてはならないと考えたからです。福島で起こった原発事故は、半永久的・壊滅的な被害を福島第1原発を中心とする住民に与え、現段階でも約15万人弱の方々が故郷に住めないという事態になっています。

こうした原発公害被害を、これまで私たちは経験しませんでした。しかし、政府の発表によっても、東日本の放射能汚染はセシウム137で見ると、福島第1原発から出た放射能の約15%にすぎず、約85%は太平洋・北米などに飛散しています。しかし15%だけであっても、当時の内閣府原子力委員会委員長は、2011年3月の時点で原発から半径170キロメートルが汚染されるという最悪のシナリオを描いています。

事実原発から50キロ圏内にある飯館村は、偏西風とは逆に吹いた下

側の風の影響で、昨年見た限りでもゴースト・タウン状態であります。

確かに、原発は東京・大阪・名古屋という大都会から離れた地域に造られましたが、現実には起きた原発事故では、大都会も被害を被ることになります。まさに、原発被害は人を選ばないということでもあります。

- 3 玄海の原告も中心とする住民たちは、年に4回風船を飛ばし、その広がりを確認しました。それによると、上空を吹く偏西風に乗った風船は遠くは554キロ離れた奈良県に落ちました。下を吹く風にのった風船は佐賀県はもちろん福岡県、大分県北部、さらに阿蘇などの熊本県にも落下しています。これは、玄海原発からでた放射能は西日本中に被害をまき散らすことになると思います。この点は、大飯原発も同じで、わが国の大都会にもその被害を広げるものになると思います。

その意味で、原発事故の被害は、原発の立地する自治体だけでなくその周辺をとりまく幅広い被害自治体とそこに住む住民にも及ぶということになります。しかし、例えば、鹿児島県の薩摩川内市にある川内原発を再稼働しようとする九州電力は、立地自治体である薩摩川内市と鹿児島県だけの同意を得ようとしています。立地自治体の周辺にある被害自治体とそこに住む住民も被害を受けるのです。当然、それらの自治体や住民も被害を受ける可能性がある以上同意する権利があるはずですが、しかし、原発の再稼働にあたっては、これらの被害自治体・住民の同意を無視して事態は進行しています。

- 4 九電などの電力会社は、新規規制基準をクリアすれば、再稼働して良いと考えているようです。しかし、原子力規制委員会委員長自身が、新規規制基準を満たしたから安全だとは言っていません。

私たちは、新規規制基準はためにする基準に過ぎないと考えています。私は、端的に言って、新規規制基準は操業のための基準でしかないと思っています。基準の問題と安全の問題は異なります。例えば、チッソは水銀に関する水道法の基準をクリアしていましたが、それでも水俣病は起

こりました。

この点は、裁判所が憲法にいう基本的人権を守る立場から国民の安全の問題について判断すべきであります。

- 5 私は、ハンセン病国家賠償熊本地裁が確定してから、原告弁護団の一員として法務省で大臣官房長と話し合いを持ちました。その時、官房長は、「今回の小泉首相の控訴断念は明治以来の司法の快挙だ」と話しました。これを聞いて正直私はびっくりしました。弁護士だけでなく、裁判官、訟務検事を含む司法に携わる私たちの共通するものといえば、それは力ではなく理性であります。大臣官房長は、まさに司法すなわち理性の勝利であるといいたかったのでしょうか。

わが国の司法は、例えば、四大公害裁判の判決がそうですが、不幸にして一旦起きてしまった深刻な公害被害を繰り返さないための理論を理性の力で生み出してきました。

今、アメリカでは、シェール・ガス革命という中で、発電コストの高い原発を廃炉にする方向が取られているといいます。わが国の電力会社や総合商社もこれに関与し、2017年にはわが国に輸入する動きもあります。こうした中で、わが国にあっては小泉元首相や細川元首相などが原発を廃炉にする政治的な方向を模索する言動をしています。

ここには、原発による危険極まりない発電政策ではなく、国民により安全な発電政策を選択する道があります。

私は、この裁判所が、原発の危険性を見据え、原発の廃炉を求める歴史的な理性的判断をする方向で、本件訴訟の審理をしていただくことを強く期待しています。

原発から自由な社会を作ることは、福島での原発事故を体験した「フクシマ世代」である私たち一人一人が負う歴史的な使命であることを申し添え、私の意見陳述を終わります。